

松江市道の駅電気自動車用急速充電設備等更新事業 - 公募型プロポーザル仕様書 -

1. 事業の名称

松江市道の駅電気自動車用急速充電設備等更新事業（以下「本事業」という）

2. 事業の目的

松江市（以下「市」という）は、2020年12月に「ゼロカーボンシティ」を表明するとともに、2021年3月に「松江市環境基本計画」を改定し、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けての取組のひとつとしてエコカーへの転換を促進していくこととしている。

3. 事業の概要

本事業における現電気自動車急速充電器及び必要な配線等を含む充電設備一式の撤去費、新設備の設置費、充電車両の駐車区画整備経費、電気代を含む運営にかかる経費、事業終了後の設備撤去費等はすべて事業者が負担することとする。

(1) 現設備の設置場所及び所在地

	設置場所	所在地
①	道の駅 秋鹿なぎさ公園	島根県松江市岡本町 1048-1
②	道の駅 本庄	島根県松江市野原町 401-8

(2) 現設備の詳細

①道の駅 秋鹿なぎさ公園

設置時期	平成 26 年（2014 年）3 月
製造者	株式会社 GS ユアサ
製造番号	30077268
型式	EVC-50kA
定格出力容量	50kW
契約電力	契約種類 低圧電力 契約電力 47kW（力率）90％ 供給電気方式・給電電圧 3相3線式 200V
撤去希望設備	・EV 車用急速充電器：1 基 ・EM 電線（CET150°）：9m ・電線管（(80)FEP）：9m ・コンクリート柱（10m）：1 本 ・支線（38°）：1 本

撤去希望設備	<ul style="list-style-type: none"> ・バリカー（L1500mm×H650mm φ 60mm）：1 基 ・自立型案内標識（φ 60.5mm×H3600mm）：1 本 ・共架型案内標識（585mm×585mm）：2 枚
その他	引込開閉器盤あり

②道の駅 本庄

設置時期	平成 26 年（2014 年）3 月
製造者	株式会社 GS ユアサ
製造番号	30076975
型式	EVC-50kA
定格出力容量	50kW
契約電力	契約種類 低圧電力 契約電力 47kW（力率）90％ 供給電気方式・給電電圧 3 相 3 線式 200V
撤去希望設備	<ul style="list-style-type: none"> ・EV 車用急速充電器：1 基 ・EM 電線（CET150°）：26m ・電線管（(80)FEP）：26m ・コンクリート柱（10m）：1 本 ・支線（38°）：1 本 ・バリカー（L1500mm×H650mm φ 60mm）：2 基 ・自立型案内標識（φ 60.5mm×H3600mm）：1 本 ・共架型案内標識（585mm×585mm）：2 枚 ・照明（LED8.9W）：1 式 ・ハンドホール（φ 600×900）：1 基
その他	引込開閉器盤あり

(3) 新設備の設置希望場所及び所在地番

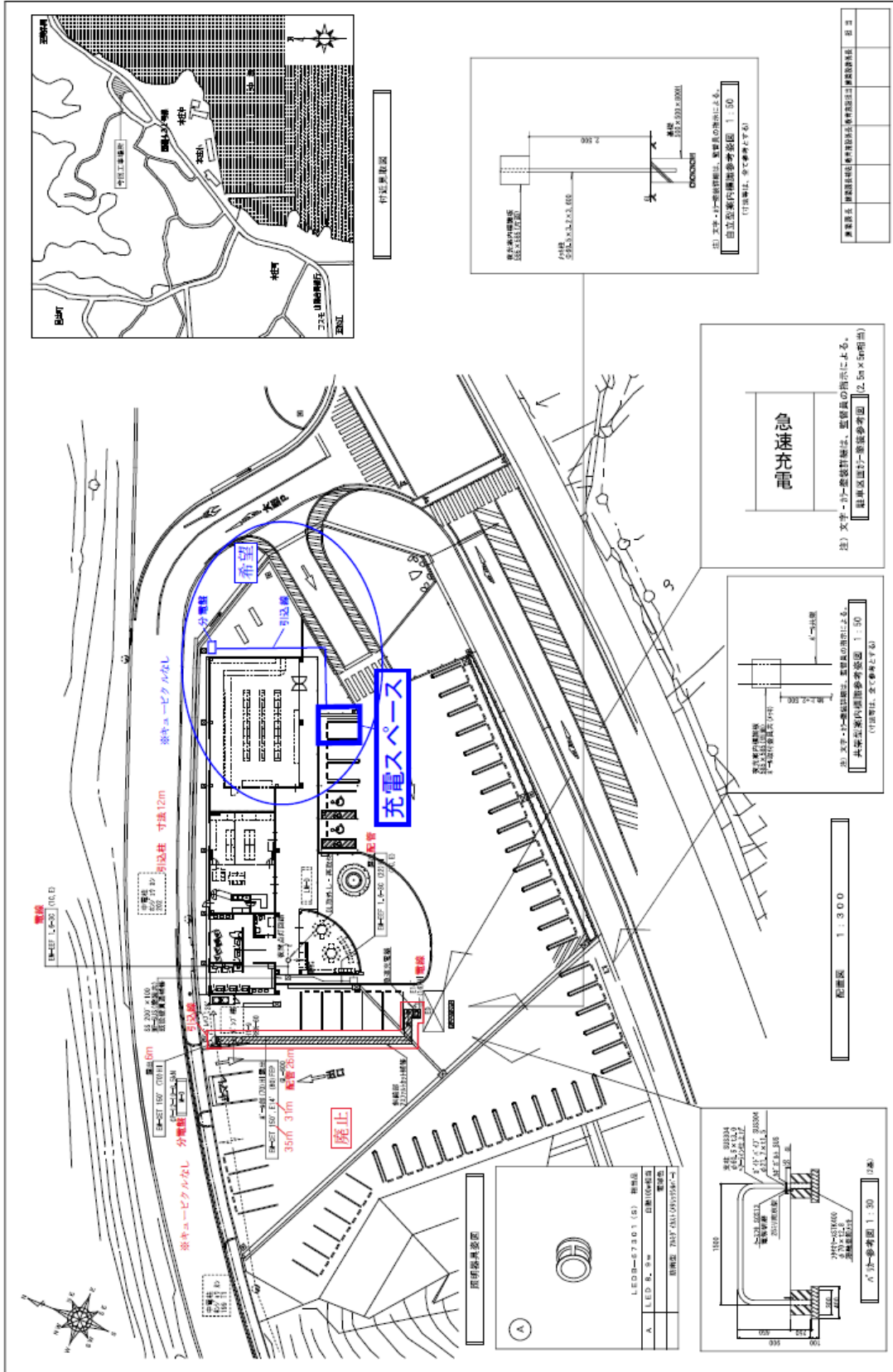
	設置希望場所	所在地番
①	道の駅 秋鹿なぎさ公園	島根県松江市岡本町 1061-3
②	道の駅 本庄	島根県松江市野原町 400-7

(※設置希望場所付近に中国電力ネットワークの配電線あり)

② 設置希望場所 (道の駅 本庄)

道の駅 本庄 設置希望場所

配線ルート図



- (4) 事業者は、市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本により EV 急速充電器の現設備を撤去し、新たな EV 急速充電器の設備の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV 充電設備等」という）の設置及び充電車両の駐車区画整備を行い、維持管理及び事業運営を行うものとする。
- (5) 撤去した設備は、市と事業者の協議による双方合意の上で再利用をしてもよいものとする。
- なお、事業者は再利用しないその他全ての撤去した設備については、産業廃棄物として適法処理するものとし、その処理を証明する書類等（マニフェスト等）を市に提出するものとする。
- (6) EV 充電設備等を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、松江市行政財産使用料条例（平成 17 年松江市条例第 68 号）第 2 条の規定に基づき算定された額を事業所が負担するものとする。
- (7) 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう EV 充電設備等の規模を提案するものとする。
- (8) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。
- (9) 事業者は、日本国内に本社を有するものとする。
- (10) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。
- (11) 事業者は、EV 充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、その方法については、現在市が電力契約している名義を事業者に変更、もしくは事業者が電力会社と新たに電力契約を締結するものとする。
- (12) 事業者は、毎月の充電利用回数、充電電力量を市に報告するものとする。また、利用料金に変更があった場合についても、市に報告するものとする。
- (13) 事業者は、(3)における①②の 2 箇所、もしくはどちらか 1 箇所について提案を行うものとする。

5. 本事業の実施期間

(1) 利用開始時期

EV 充電設備等の利用を開始する時期は令和 7 年 3 月 31 日までとし、市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、EV 充電設備等の利用を開始した日から起算して 5 年以上の年数とし、事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了す

ることとなった場合は、事業者の負担により EV 充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

6. 本事業の実施に伴う条件等

- (1) EV 急速充電器の現設備の撤去及び EV 充電設備等の設置にかかる補助金申請（国の補助金事業を活用する場合）、設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV 充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- (2) EV 充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) EV 充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前に EV 充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- (4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (5) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす契約・協定に定める義務を履行しない場合には、契約・協定を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復を行うものとする。
- (6) 事業者は、EV 充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (7) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や EV 充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（契約者等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (8) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、松江市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (10) EV 充電設備等の整備にかかる行政財産の目的外使用にあたっては、別に市と契約を締結するものとする。
- (11) EV 充電設備等の整備にあたっては、車椅子利用者も含めた幅広い方々が利用しやすいよう、以下のガイドライン等を参考にユニバーサルデザイン・バリアフリーに留意すること。
 - ・『道路の移動等円滑化に関するガイドライン』（令和4年6月 国土交通省道路局）
URL:<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/ki jun/pdf/all. pdf>
 - ・『電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書』（CHAdeMo 協議会）
URL:https://www.chademo.com/wp2016/pdf/japan/TEBIKI_R4. pdf
- (12) EV 充電設備等の更新におけるスケジュールについて、現地及び充電スポット検索ウェ

ブサイト等において事業者が適切な周知を行うものとする。

(13) その他 EV 充電設備等の設備条件

充電規格	CHAdeMO (※)
定格出力容量	50kw 以上/口

(※) EV 充電設備 1 基が 2 口以上の充電コネクタを要する場合、CHAdeMO 規格 1 口を必須とし、その他の充電コネクタの充電規格については事業者の自由とする。

7. 本事業の実施に伴う条件等

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。